

1. 会合名	「協会の情報管理態勢に関するワーキング・グループ」(第7回)
2. 日 時	平成27年7月9日(木) 午後1時～午後2時40分
3. 議 案	1. 前回会合後の対応について 2. 番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて 3. その他
4. 主な内容	今後の個人情報保護法や金融分野ガイドライン・実務指針、番号法等の改正とそれに伴う日証協における対応(個人情報保護指針及びその解説の改正等)についてのスケジュールを共有した。 6月25日(木)に開催した第6回会合における、番号法施行及び金融分野ガイドライン改正に係る各資料の意見交換等を踏まえた事務局対応案について、事務局から説明した。 また、番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて、委員から寄せられた意見に対する事務局コメントを説明した。 1. 前回会合後の対応について ＜金融分野ガイドラインの改正に伴う個人情報保護指針等の一部改正について＞ (主な意見等) ・平成28年1月と12月に予定されている個人情報保護法改正に伴う金融分野ガイドラインの改正の有無は未定であるが、何らかの改正があれば、個人情報保護指針の改正等の対応を検討する。(事務局) ・特定個人情報の漏えい時の個人情報保護委員会への届け出については、本年10月に番号法が一部施行された後、平成28年1月に個人情報保護指針に記載するが、その間は個人情報保護指針の付則において記載する予定か。 ⇒法改正の動向次第であるが、ご理解のとおりの手当てを予定している。(事務局) ＜センシティブ情報、管理区域・取扱区域について＞ (主な意見等) ・臓器提供意思がセンシティブ情報に該当するかは不明確であるが、本WGにおいては、少なくとも本人確認のためには必要のない情報として、臓器提供意思は取得しない扱いとすることとしてはどうか。今後、金融庁がセンシティブ情報の考え方を整理する中で、必要があれば取扱いを修正することとしたい。(事務局) ・間仕切り等については情報漏えいのリスクの影響度を勘案し、例えばパソコンを覗いて情報を書き写すことができるかどうかといった点を考えて、現実的に漏えいリスクがあるかどうかによって対応を検討していただくのではないかと。(事務局) ・管理区域に関して、データと紙についての考え方は、情報漏えい時の影響の大きさが、媒体がデータの場合と紙の場合とで大きく異なるということに着目している。そういった影響の大きさを基に、個々の事例をリスクベースで検討いただくのではないかと。(事務局) ＜個人番号の取扱いについて＞ (主な意見等) ・登録金融機関仲介行為のうち、銀行の営業員が資料の内容(個人番号)に触れずに証券会社に送付するケースについて、銀行の営業員が当該業務に携わる場所は取扱区域にな

るということか。また、その場合、リスクベースでの判断に基づいて必要となるスキームを構築して実施すれば安全管理措置としては足りるという理解で良いか。

⇒銀行の営業員が当該業務を行うなら事務取扱担当者となり、そこは取扱区域となる。その上で、どのような安全管理措置が必要かということについては、情報漏えいのリスクをベースに考えることとなると思われる。おっしゃるとおりの理解でよい。(事務局)

- ・管理区域は入退管理も必要と理解しているが、入退管理とは、壁を作るイメージを持っている。管理区域のみを壁で仕切る必要があるか、取扱区域を含めて部屋全体を壁で仕切るようなことも認められるのか。

⇒それも情報漏えいのリスクベースで考えていただくことかと思う。管理区域はデータが多いことから、持ち出しを防止するには、管理区域の内と外を制約なく出入りできる状態は認められないと考えるべきで、やはり管理区域のみを壁で仕切る等、閉ざされた空間であることが必要となるのではないか。(事務局)

- ・登録金融機関仲介行為のうち、銀行の営業員が資料の内容（個人番号）に触れずに証券会社に送付するケースについては、銀行の営業員が個人番号の桁数が足りていない等のチェックを行うことも想定しているか。

⇒そうした業務を行うことも含めて、事務取扱担当者に該当すると理解している。単に番号の有無を確認するという業務について、どの程度のリスクがあるかを検討のうえ、封緘して移送するなど対応していただくこととなる。(事務局)

- ・登録金融機関仲介行為のうち、銀行の営業員が資料の内容（個人番号）に触れずに証券会社に送付するケースが番号関係事務に該当することが述べられているが、その説明の中で郵便事業者は個人情報保護法上の委託先に該当することが引き合いに出されている。郵便事業者は郵送物に個人番号があることを認識したうえで配達しているわけではないので、番号法上の委託先に該当しないと理解している。郵便事業者はあくまで一般的な意味での委託先という前提での説明という理解でいいか。

⇒確かに、特定個人情報保護委員会のQ&A(3-14-2)では、通常、依頼された特定個人情報の中身の詳細について関知しないことから、郵便事業者は委託先ではないとされている。一方、番号の取扱いについて、双方の合意があれば、番号法上の委託とされる。よって、資料に個人番号が含まれることを知っているかどうかのポイントになると思われる。個人番号が含まれる資料であると知っているならば、個人情報保護法において郵便事業者が委託先に該当することと同様の整理で、番号法上の委託先に該当すると考えられる。(事務局)

2. 番号法等を踏まえた安全管理措置の実務上の取扱いについて

＜「実務指針等に関する実務上の取扱い」の改正について＞

(主な意見等)

- ・(資料4のP20 4-5について) データのコピーは痕跡が残ることから、不正な持ち出しは印刷ログしか残らず不正持出を追求しにくい紙媒体でなされることが多い。よって、「コピー・印刷」という記載にしてはどうか。

⇒「コピー」には印刷も含まれると考えているが、「印刷」を別記するかについては検討する。(事務局)

- ・(資料4のP20 4-5、P21 4-7について) 実際の不正は、業務上考えられない時間帯に外

	部からアクセスして行われることが多い。よって、4-7に「外部からのアクセスは含まれない」と明記すべきではないと考える。 ⇒4-5は不正が疑われる場面についての記載であり、4-7は通常の場合での外部アクセスについて記載しており、別の話となっている。したがって、原案どおりとしたい。（事務局） ・（資料3の項番8について）社内で、取扱区域ではないエリアを通過して、個人番号が記載された資料を運ぶ場合の措置については、もう少し緩やかな措置で良いのではないかと。 ⇒特定個人情報保護委員会への確認結果を踏まえ、記載を見直したい。（事務局） 3. その他 ＜営業員を取扱担当者とするについての論点整理＞ （主な意見等） ・営業員を取扱担当者とする場合としない場合を比較した表である。方向性としては、取扱担当者とする場合に取り扱える内容は広く、逆に取扱担当者としない場合に取り扱える内容は狭くしていくことになる。社内規程モデルは、取扱担当者とする場合を念頭に置いたものとなる。（事務局） 以 上
5. その他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部（03-3667-8470）